

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	吳 忠良
論文題目	清～満洲国期の内モンゴル東部地域における漁業利権の研究
審査要旨	
<p>本論文は、清代前期から「満洲国」期にかけて、内モンゴル東部の嫩江・松花江流域で営まれていた漁業に着目し、当該地域に位置するいくつかの旗(モンゴルの行政区分)をめぐる漁業利権の変遷過程をあとづけたものである。</p> <p>本論文は、序論、第1部第1～4章、第2部第5～6章、結論から構成されているが、まず第1部では、清代中期におけるモンゴル旗の漁業利権の確立過程と、それに付随する諸問題が扱われる。</p> <p>第1章では、清代初期に嫩江・松花江流域で漁業を営んでいたシボ人などが他地域へ転出した後、清朝が配置した駐防八旗や站台(駅)の人員が、あらたな漁業の担い手として登場したことが述べられる。</p> <p>第2章は、第1部の中核にあたる部分である。清代中期の乾隆年間に、モンゴルのゴルロス前旗・後旗と黒龍江・吉林將軍管下の駐防八旗や站台などとの間に、漁場をめぐる紛争が発生した。清朝は大臣を現地に派遣して実情を調査させ、吉林とモンゴル旗との境界を画定することによって紛争の解決をはかるが、それに伴って、モンゴル旗が慣習的に漁業者から徴収していた魚租も、清朝によって事実上容認された。著者は、この紛争の発生から収束に至る過程を、着実な実証に基づいて詳細に再構成するとともに、この時期に確立した魚租徴収の方式が、清代末期まで踏襲されたことを指摘する。</p> <p>第3章では、第2章で扱われたゴルロス前旗・後旗に関わる紛争とほぼ同じ時期に、隣接するジャライト旗とドルベト旗の間でも、漁場をめぐる紛争が生じていたことが紹介される。</p> <p>第4章は、第2章で検討された紛争を、モンゴル旗の境域形成という観点からとらえ直したもので、漁場をめぐる紛争の発生が、結果的にモンゴル旗と黒龍江・吉林所轄地域との境界の明確化につながったことが述べられる。</p> <p>続いて第2部では、清代末期から「満洲国」期にかけての漁業利権の変容過程が検討される。</p> <p>第5章では、ジャライト旗を例にとり、清代末期以降の「蒙地開放」政策に伴い、内モンゴル東部に大量の漢人移民が流入し、彼らを管理するための民政機関(庁・県など)が設置されるに及んで、それまでモンゴル旗が独占的に享受していた魚租の収益が、新設の行政機関によって次第に奪い取られていく経緯が詳述される。</p> <p>第6章では、「満洲国」期の状況が扱われる。満洲国政府は当初、入植者からの地租(蒙租)徴収権をはじめ、モンゴル旗が有していた伝統的な利権に対して一定の理解を示していた。しかし、土地所有権の一元化という基本政策の確立とともに、入植地に対するモンゴル旗の収租権は返上を余儀なくされ(蒙地奉上)、魚租も同じ運命をたどる。ここに、清代中期から存続してきたモンゴル旗の漁業利権は、最終的に消滅することになる。</p> <p>モンゴルの漁業という一見奇異に感じられるが、以上に見てきたように、清代前期から「満洲国」期にかけて、内モンゴル東部の河川・湖沼では漁業が盛んに行われ、漁業者から徴収する魚租が在地モンゴル人社会の重要な収入源となっており、またその利権をめぐる種々の紛争が発生していた。何よりも、公文書(檔案)史料などを縦横に駆使して、こうした事実を丹念に掘り起こしたことが、本論文の第一の功績といえよう。当該地域の漁業や魚租については、中華民国～満洲国期にロシア人や日本人が実務的な立場から調査・考察を加えた成果は存在するが、近年において正面から取り扱った研究は皆無といってよく、本論文はまさにパイオニア的な価値をもつ。</p> <p>清代～近代の内モンゴルの社会・経済全般に目を広げれば、当然ながら、移民の流入と農地開墾をめぐる諸問題を中心に、従来から一定の研究蓄積が存在する。しかし、史料上の制約もあって、未解明の課題も多く残されており、とりわけ、内モンゴルの特定の地域に焦点を絞って、清代前半から満洲国期までを通時的に詳述した研究は、ほとんど見られないといってよい。こうした中で、本論文が、漁業利権という限られた分野についてではあるが、長期にわたる変遷の過程を実証的にあとづけたことは、内モンゴルにおける社会変容の全体像を再構成する上で、</p>	

有力な指標を提供するものといえる。

さらに、本論文には、既存の研究では見落とされがちで、興味深い知見が少なからず含まれている。たとえば、従来、近代内モンゴルの社会・経済的変容は、「在地モンゴル人対漢人入植者」、「遊牧対農耕」といった対立の図式を軸として語られることが多い。ところが、本論文第 2 章で扱われる乾隆年間の漁場争いに関しては、紛争の相手方は清朝の駐防八旗や站台であり、しかも双方がともに漢人を使って漁業を行わせていた。また、第 5 章で詳述される清代末期～中華民国期のモンゴル旗と庁・県との紛争も、その焦点は、漢人漁業者から徴収する魚租をいかに自分の側に有利に配分するかにあり、「モンゴル人対漢人」という図式には必ずしも当てはまらないものであった。こうした諸々の知見は、従来の研究がともすれば陥りがちであったステレオタイプの歴史理解に、再考を迫るものといえるだろう。

もちろん、本論文には、なお残された課題もある。上述のように、本論文は、近代内モンゴルの社会変容の全体像の解明につながる手がかりとしての意味をもつものではあるが、本論文自体の中で、各時代における社会の全体状況と漁業利権との関係が必ずしも明確な形で論じられているわけではない。たとえば、清代末期から満洲国期にかけては、内モンゴルの社会・経済・文化が全般的に大きく変動した時期であるが、本論文においては、そうした広域的な変動の諸相の中に漁業問題をどのように位置づけるかという視点からの考察は、十分にはなされていない。特に、同時期に多発していたと推察される土地をめぐる紛争と、漁業利権をめぐる紛争との関連性については、いまますこし具体的な論及がほしかったところである。さらに、1920 年代の張作霖政権期には、東北(満洲)の沿海地区において漁業利権の再編が進められたことが知られており、その影響が内モンゴル東部にも波及した可能性があるが、本論文においては、当該時期に関する記述が手薄である。また、本論文はほぼ漁業利権に特化した叙述となっているが、漁業にかかわる他の諸問題、たとえば、漁業に従事していた漢人はどのような背景をもつ人々であったか、どのような漁法・技術が用いられていたか、漁獲された魚はどのように流通し消費されていたか、といった諸点についてもある程度具体的に言及しておけば、読み手はこの地域の漁業の全体像に対してより鮮明なイメージを持ちえたであろうと思われる。

とはいえ、本論文が、内モンゴル東部地域の漁業問題にはじめて光を当てた先駆的な業績であることを考慮すれば、以上に挙げたような問題点は重大なものではなく、また著者自身の今後の研究の進展によって、十分に補うことが可能であろう。以上から、本審査委員会は、本論文が、課程による博士学位を授与するにふさわしい内容をそなえていると判定する。

公開審査会開催日	2013 年 1 月 30 日		
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	氏名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授		柳澤 明
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学)早稲田大学	近藤 一成
審査委員	早稲田大学・名誉教授		吉田 順一
審査委員	日本大学・教授		松重 充浩